

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会(以下「協会」という。)の定款第14条第2項の規定に基づき、協会会員に関する必要な事項を定める。

(会員の種類)

第2条 協会の会員は、次のとおりとする。但し、法人は、終身会員となることできない。

- (1) 普通会员 協会の趣旨に賛同し、事業を助成する者
 - (2) 維持会員 協会の趣旨に賛同し、特に事業を援助する者
 - (3) 終身会員 500,000円以上を一括納入した者又は同程度の物品寄付者
- 2 会長が特に必要と認める場合、理事会の議を経て名誉会員を置くことができる。名誉会員とは、協会の事業に対し功労のあったもので、第3条に規定する会費等の納入義務を負わない者をいう。

(入会金及び年会費並びに団体割引)

第3条 普通会员及び維持会員は、入会時(再入会を含む。)に入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 普通会员及び維持会員の入会金は、1,000円とする。
- 3 年会費は、会員の種類に応じて、次のとおりとする。
 - (1) 普通会员 12,000円
但し、学生については、在学証明書の提示(納入の都度)により4,800円
 - (2) 維持会員 36,000円
 - (3) 終身会員 入会金及び年会費は、徴収しない。
 - (4) 海外会員 19,200円(海外への広報誌送料を含めた会費)
- 4 年会費の起算は、4月1日から翌年3月31日とし、年度途中から入会する場合の会費は、月割計算をする。月割計算をする場合であっても、その額は3000円を下回らないものとする。
- 5 日本美術刀剣保存協会協力団体等で10人以上の会費をまとめて納入するときは、団体割引が適用できる。団体割引は、20%とする。ただし、海外会員の場合は、金額の端数を千円単位で切り上げる。

(入会手続き等)

第4条 協会会員としての入会手続きは、別紙「入会申込書」により、最寄りの日本美術刀剣保存協会協力団体を経由し、又は直接協会に申し込むものとする。但し、次に掲げる者は会員となることできない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人

- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）
- 2 前項の入会申込書には、公的機関が発行した本人確認書類の写し（法人の場合は発行日から6ヵ月以内の履歴事項全部証明書原本）を添付するものとする。
- 3 会員になろうとする者が未成年者である場合には、親権者その他の法定代理人の同意を得た上で申し込むものとする。
- 4 入会者には、会員証を交付する。

（退 会）

- 第5条 会員は、入会申し込みをした協力団体又は協会に、退会通知を提出することにより、いつでも退会することができる。又、所定の期限までに年会費を納入しなかった者についても退会とみなす。
- 2 退会した者については、既に納めた年会費はこれを返金しない。

（会員の特典）

- 第6条 会員は、次の特典を受けるものとする。
- (1) 会費には、協会が発行する広報誌『刀剣美術』の購読料を含むものとする。
- (2) 審査申請料を割引する。
- (3) 協会主催展覧会の入場料を割引する。
- (4) 維持会員及び終身会員は、展覧会及び特別鑑賞会を無料とする。

（会費等の使途）

- 第7条 第3条の入会金及び年会費は、毎事業年度における合計金額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（除名等）

- 第8条 会長は、会員が協会の定款に定める目的に違反する行為、若しくは協会の信用を著しく傷つけ、又は損害を与える行為をしたときは、その内容により理事会の議を経て会員の資格を取消し、又は除名することができる。
- 2 会員が、反社会的勢力であることが判明したときは、理事会の議を経ることなく、直ちに除名とする。
- 3 前各項により会員資格を取り消し、又は除名したときは、第5条第2項の規定を準用する。

（身分の継続）

- 第9条 財団法人日本美術刀剣保存協会寄附行為に基づく会員規則（昭和56年）の規定による終身会員及び優遇会員は、その身分を継続するものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会決議による。

2 この規則が改正されたときは、改正後の規則を『刀剣美術』又は協会ホームページ上で公示する。公示した時点からその効力が全ての会員に及ぶものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立の登記の日から施行する。(平成24年 4月 1日)

附 則

この規則は、平成30年5月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月27日から施行する。

年 月 日

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 殿

入会申込書

新規会員移動報告書

3	新	規	会 員 番 号					部 数

貴会の趣旨に賛同し会員として入会致します。

フリガナ		性別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー		
	都 道 府 県	市 区 町 村	
電話番号			
申込者が未成年者の場合	保護者氏名	印（本人との続柄： ）	

上記の太線内をお書きください。
 ※本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）のコピーを添付してください。

下記は協会の記載欄です。

支部コード	入 金 情 報		
	年度分	入 金 日	金 額
	年		
	年		

会員の種類	
1	普通会員
2	維持会員
3	学生会員
4	終身会員
6	贈呈
7	広告掲載

入 会 日	年	月
-------	---	---

審査	総務部長	総務課長	係